

平成27年度 新羽地域ケアプラザ及びコミュニティハウス

事業計画書

1 施設名

新羽地域ケアプラザ及び新羽コミュニティハウス

2 事業計画

今年度、地域ケアプラザ及びコミュニティハウスの管理運営をどのようにおこなっていくのか、具体的に記載してください。

地域の現状と課題について

新羽地区は、65歳以上と14歳以下の人口比率がほぼ同率でしたが、65歳以上の人口比率が年々増加して18.1%となり高齢化が進んでいます。また、地下鉄沿線にはマンションが多く新設され若い世代が増加していますが、その世代の方々の町内会への加入率が低い状況です。しかし隣近所のお付き合い、困った時に互いに支えあう関係がまだまだある地区です。

新羽地区福祉保健計画推進委員会の柱である3分科会の各分科会の支援とともに、3分科会協働でのイベントの取り組みを支援し、地域の方々の地域愛の醸成に努め、“思いやりと花と緑のまちづくり”“和、輪、話のまちにっば”を推進します。

地域の熱い思いが実った新羽地域ケアプラザを地域交流のスクランブル交差点にしたいだけのように、地域にPRしていきます。ここでの出会いを新たな活動やエネルギーにしたいだけを目指して、人の流れが各団体の活動の活性化につながる広報発信作りをしていきます。

施設の適正な管理について

ア 施設の維持管理について

昨年4月に竣工し、まだ新しい建物です。利用率も少しずつ上がり、使っていただけるお部屋時間が増えるに連れ、建物や備品の痛みも見られるようになってきました。安全に快適にご利用いただくために、定期的な点検など適切な維持管理に努め、長く市民の拠点として愛されるよう、保全に努めていきます。同時にアンケートや利用者全体会によりご利用の方からの声を集め、施設を安全・安心・清潔にご利用していただけるよう、丁寧な点検と管理を心掛けます。

イ 効率的な運営への取組について

職員の人数が少ないので、運営の方針を共有することがとりわけ重要になってきます。他部門の業務を我がこととして遂行できるよう年間5回の全員会議と全員研修を実施します。特に貸出の部屋数が多いこと、ケアプラザとコミュニティハウスとの合築であることから、部屋の貸出の運用を全員がスムーズにご案内できるかが、地域と施設をつなぐ重要なポイントになります。すべてのスタッフが専門家かつオールラウンドプレイヤーを目指すことにより、効率的な運営を目指します。そのために職員発案の研修を随時実施していきます。

コミュニティハウスについては会議・学習室は団体利用の無いときには個人利用に開放するなど柔軟な対応を実施して施設稼働の向上に努めます。またアンケートや利用者全体会、利用後のお部屋チェック時の聞き取りやご意見箱などによってご意見を伺い、ご利用者にとってもスタッフにとっても効率的かつ有効な活用になるよう利用方法の検討をしていきます。

ウ 苦情受付体制について

苦情や要望に迅速かつ適切に対応できるように、法人の福祉サービスに関わる苦情解決運用要領の中で、法人内苦情受付担当者、第三者委員会、苦情解決責任者及び苦情解決調整委員会が設置されています。また職員の人権意識の現状把握、啓発及び研修を目的として、人権委員会を設置し本制度を補完しています。事業所長は苦情解決調整委員、地域包括支援センター社会福祉士が苦情受付担当者を担い、館内に掲示します。

介護保険事業ではサービスご利用時の重要事項説明書に苦情相談受付窓口について明記しています。受付担当者をはじめ公的機関の苦情相談窓口等、丁寧な説明を心がけます。

館内の利用に関しても、苦情を受けた事案を即座にケアプラザ内で共有し、再発防止策を取っていきます。

エ 緊急時（防犯・防災・その他）の体制及び対応について

緊急連絡網及び緊急時の対応マニュアルを活用して、迅速かつ適切な対応に努めます。防災訓練を計画し、通報訓練・初期消火訓練・避難誘導・救命訓練を実施して、職員等の防火意識の啓発と資質の向上に努めます。また防火管理体制表に沿った訓練を実施し、避難誘導時の各職員の役割分担を再確認します。職員全員研修では防火防災研修を実施します。夕刻時に異常ないかの見回りをし、かつ施設閉館時はセキュリティロックを掛けて出ます。

防犯・防災については施設での対応の充実とあわせて、地域との協働の道を探っていきます。

今年度は交番が新羽駅前に移動したことにより、地域の防犯部がミーティングを行う場に活用していただき、パトロールの起点にしてくださるとのお話に、いろいろな情報交換ができるようになって考えています。

オ 事故防止への取組について

壁やスライドウォールの破損などは表示をし、かつ迅速な修理をすることによって事故を未然に防いでいきます。

事故情報について、日々のミーティングや会議等で職員間での情報の共有、事故原因の検証を迅速に実施し、再発防止に取り組みます。

建物や設備等については、日常点検と委託業者による定期点検を実施して、事故の発生を未然に防ぐよう環境整備に努めます。

貸館事業では、備品等の日々のチェックによる環境整備、業務の見直しと研修により、業務の標準化を図り事故防止に努めます。

個人情報取り扱いについては、各部門、これまでの事故事例を基にルールを見直して事故防止に努めます。

カ 個人情報保護の体制及び取組について

法令及び横浜市の個人情報の保護に関する条例や法人の個人情報管理規程に基づいて、適切な対応します。事業所長は個人情報管理者を担い、個人情報管理委員会の定めた取り組み計画等に従って、所属事業所における個人情報管理に関する取り組みを推進する責務を負っています。個人情報保護に関する基本方針や個人情報の利用目的について等を館内に掲示して、個人情報保護の意識を高めます。職員は個人情報漏えい事例の情報共有等研修の機会を持ち、また個人情報漏えい防止チェックシートによる自己点検での振り返りを実施して定期的な注意喚起に努めます。

キ 情報公開への取組について

運営協議会や法人機関紙「共生」やケアプラザ広報紙の発行、法人、区のホームページ、介護保険事業では介護サービス情報公表などにおいて、地域の皆様に、わかりやすく親しみやすい手段・方法での情報公開に努めます。

また地域からご要望もいただいているホームページ作成の準備を始めます。イベントなどの情報や、地域の活動団体の情報などをホームページを通じて発信できるようにしていきます。

ク 環境等への配慮及び取組について

電気の過度な利用をしなくて済むよう、電気容量を管理するシステムを建物内に整備しました。これにより人の感じる温度に近いまめな空調管理ができるようになり、効果は夏冬のエアコン稼働時期に表れます。電気削減によるエコな建物を目指します。

小さなお子さんの利用も多いケアプラザです。換気や適度な温度管理により快適な環境の維持に努めます。

横浜市のゴミの減量化・資源化・省エネ・緑化の推進に積極的に取り組んでいきます。また、裏紙の再利用や段ボール古紙などの資源化に取り組みます。

介護保険事業

● 介護予防支援事業

《職員体制》

看護師 1名（常勤 管理者兼務）
社会福祉士 1名（常勤）

《目標》

いつまでにどのような生活行為が出来るようになるか、具体的な目標を明確にしつつ、総合的かつ効果的な支援プランを作成します。また、介護予防サービスの提供を確保し、目標達成状況に応じて計画の見直しを行います。

プラン作成にあたっては、医療サービスとの連携に十分配慮します。また、介護保険サービスのみならず、地域のインフォーマルサービス情報を積極的に取り入れた介護予防支援プランを作成します。

今年度は介護保険の見直しもあることから、情報収集に努めていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問・出張の際にはその旅費（実費）のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

プランの作成にあたっては、他の職種との連携を図り、専門職の意見を聞いていきます。法人内に弁護士・臨床心理士・医師等の専門職がおり、相談しやすい環境です。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
81	82	82	83	83	84
10月	11月	12月	1月	2月	3月
84	84	85	85	85	85

●居宅介護支援事業

《職員体制》

《職員体制》

介護支援専門員	管理者（常勤兼務）	1名
	常勤	1名
	非常勤	1名

《目標》

1. 住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を営むことを目標とし、ご利用者の意思を尊重し、心身や置かれている環境状況等に応じた居宅サービス計画の作成に努めます。
2. サービス提供にあたっては、サービス種類や事業所に偏ることなく、また、介護保険サービスのみならず地域のインフォーマルサービス情報も情報提供して、ご利用者ご自身にあった、より良いサービスをご自身で選択できるように支援します。
3. 外部研修により最新の情報を収集し、福祉拠点のケアプラザとしての責務を果たしていきます。

《実費負担（徴収する場合は項目ごとに記載）》

通常のサービス提供地域を超える地域への訪問・出張する際にはその旅費(実費)のご負担をお願いすることがあります。

《その他（特徴的な取組、PR等）》

- ・同法人内の4か所の居宅介護支援事業所のケアマネジャーが定期的集まり、制度の解釈情報交換、事例検討、研修などを実施し、ケアマネジメントの質の向上に努めています。法人内で弁護士や心理療法士、医師等の専門職に相談することができ、自己研鑽の機会が多く設定されています。また近隣の居宅介護支援事業所と協働のもと、情報交換・事例検討の場“丘の上倶楽部”を2か月に1回開催しています。
- ・地域に数多くある福祉施設と地域の方々との橋渡し役として、地域の福祉施設の理解を深めることを目的とした、地域の福祉施設見学会を近隣の介護老人保健施設と企画共催で年1回開催しています。
- ・これから就労予定のケアマネジャーや新任ケアマネジャーの研修を積極的に受け入れていきます。
- ・ケアマネジャー（非常勤）を増員し、利用ニーズにお応えできるよう体制を整えていきます。

《利用者目標》

※ 単位は省略してください。

【単位：人】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
30	31	32	37	40	45
10月	11月	12月	1月	2月	3月
48	48	50	53	56	56

地域ケアプラザ

1 総合相談（高齢者・こども・障害分野への対応）

2職種（社会福祉士・保健師等）各々の職性を有効に生かした相談業務に努めます。ケアプラザが駅近くにあることから来所相談が多くなることが予想されます。またお電話をいただき地域に出向くことも多くなると思います。新羽地区に、新しいケアプラザができたこと、そこに総合相談窓口があることを、地域に周知していくことを継続していきます。

特に新羽地区の町内会の会合や民生委員児童委員協議会等にこまめに顔を出し、ケアプラザの周知をしていきます。

ケアプラザの他部門や区役所・区社協と緊密な連携を図り、より相談者のニーズに沿った対応に努めます。また、地域のインフォーマルサービス等の情報収集に努め、その資料を整備する等、様々な相談に対して柔軟な対応、適切な情報提供ができるような体制を作ります。

2 地域活動交流部門・地域包括支援センターの連携

ケアプラザの自主事業については、地域包括の2職種＋地域活動交流のコーディネーターの3職種の協働で実施します。

新羽地区の地域福祉保健計画推進委員会では、地域包括の2職種も地区のサポートスタッフをコーディネーターと共に担い、地域情報を共有してその対応に当たります。

日々の情報交換や定例会議等での情報共有により、3職種の連携のもと、適切な事業運営に努めます。

積極的にケアプラザの周知を図っていきます。

個別レベルの地域ケア会議については、毎回連携して準備開催し、課題を地域と共有できるよう振り返りをしていきます。その中から共通する課題を包括レベルの地域ケア会議で検討し、今後の暮らしやすい社会へ向けて、地域と実現可能なシステム作りの検討を進めていきます。

3 職員体制・育成

委託事業・介護保険事業ともに各事業の人員基準を充足した職員体制で事業運営していきます。

各職員が自己研鑽の機会を多く持ち、互いに高め合いやりがいを感じる等、生きがいある働きやすい職場の風土の醸成、職場環境整備に努め、職員の定着化を図ります。職員発の研修を実施し、また職員から提案のあった会議や研修の持ち方など、提案したことが順次試されていき、よい方法が残るよう提案しがいのある職場作りに努めます。

4 地域福祉のネットワーク構築

新羽地区の地域福祉保健計画にサポートスタッフとして、区役所・区社協との連携のもと、積極的に関わりを持ち、各関係機関・団体間の橋渡しが担えるよう努めています。

地区のパイプ役を積極的に担い、全体のネットワーク構築を目指します。

また、この地域の特色である、地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施し、地域福祉のネットワーク構築を推進します。

活動団体間が情報共有できるよう、各団体紹介が館内でできるよう整備します。親子サークルはじめ、年齢層の広い方の出入りがあるケアプラザです。地域情報ほか、地域ボランティア情報なども見やすいチラシ形式にまとめ、気軽に持ち帰ってもらえる工夫を始めます。

5 区行政との協働

地域福祉保健計画では区役所及び区社協との連携のもと、サポートスタッフとして、“地域力”の充実、強化を推進していきます。

また、定期的で開催している地域ケアカンファレンスやコーディネーター連絡会等での情報交換を通して、地域ニーズを反映した高齢者・子育て・障がい者(児)・地域支援事業を区職員や区社協職員との連携のもとに取り組みます。

また個々の方の支援を考える地域ケア会議の開催を通し、地域と行政とともに『何があったらさらに安心してこの地で暮らせるか』を検討していきます。

“誰もが安心して暮らせるまち港北”を推進していきます。

地域活動交流部門

1 福祉保健活動等に関する情報収集及び情報提供

地域福祉保健計画推進委員会や地域のボランティア団体の定例会議に参加しての定期的な情報収集とともに、自主事業の参加者へのアンケートや貸館利用者へのアンケート等により情報収集に努めます。

また、情報提供については広報紙やホームページを立ち上げ、その中で地域の福祉保健活動情報の記事内容の充実にも努めます。

2 福祉保健活動団体等が活動する場の提供

地域活動の紹介や自主事業への協力等、福祉保健活動の実施を依頼していきます。趣味を目的とする活動団体の活動計画の中に、福祉保健活動が位置付けられるよう積極的に働きかけます。

調理室の利用やその他ボランティア団体の定例会議等による貸部屋の利用等、貸館利用率アップの取り組みをしていきます。

また、館内のエントランスや各階のエレベーター前フロアなどを活用し、活動団体が相互の活動を知ることができるよう、活動紹介を掲示していきます。

秋にはケアプラザまつりを開催し、活動団体の皆さまにもご活躍いただければと考えています。

3 自主企画事業

- | | |
|------------|---|
| 1.高齢者支援 | 介護予防体操・サロン |
| 2.子育て支援 | 子育て支援サロン・子育て講座・パパ支援 |
| 3.障がい者支援 | 学齢期障がい児余暇支援等 |
| 4.ボランティア支援 | 活動の担い手の発掘等 |
| 5.地域支援 | 地域活動の周知・次世代のボランティア人材発掘・異世代交流
地域の見守りネットワーク・地域の福祉施設ネットワーク等 |

以上5本柱に沿った自主企画事業を実施します。

また今年度より地域や貸館団体と連携をとりながらケアプラザのお祭りも開催する予定です。

4 ボランティアの育成及びコーディネート

多くのボランティア団体の担い手不足が課題となっています。既存のボランティア団体がボランティアを募集するための支援を強化するとともに、各グループの課題解決の支援に努めます。各ボランティア団体の募集チラシ作成を支援して、ケアプラザ館内や地域の掲示版に掲示するとともに、職員が地域に出向く際には必ずボランティア団体を一覧にしたチラシを配布します。地域活動交流のホームページのボランティア情報にも掲載します。

新規活動希望者の相談のためにボランティア団体リストを作成する等、受け入れ体制を整え、随時、速やかに適切な活動情報が提供できるよう努めます。

地域包括支援センター

1 総合相談・支援

総合相談

地域の集まりに積極的に参加して総合相談の周知に努めます。
地域の方から相談されやすい信頼関係を築けるように努め、制度や地域サービスについて情報提供していきます。
地域に住む高齢者に関する相談を受け止め、適切な機関や制度、サービスにつなぎ継続的にフォローしてきます。緊急対応や困難ケースについても利用者の背景を理解し、粘り強く関係を築いていきます。地域交流部門と協働し、地域の高齢者が集えるサロン作りも継続して行います。
また、介護されている方への支援として、介護者のつどいを開催していきます。

地域包括支援ネットワークの構築

地区のパイプ役を積極的に担い、地域活動交流部門等他部門とも協力しながら地区全体のネットワーク構築を目指します。
また、この地域の特色である地域の中に数多くある福祉施設と地域の方々が繋がる取り組みを実施し、地域福祉を推進します。

実態把握

地域の集まりへの参加や個別訪問、「ひとり暮らし高齢者地域で見守り推進事業」の情報について民生委員と共有し、地域の課題を把握していきます。見つけられた課題についてはケアプラザ全体で共有し、各事業に反映させるよう努めます。

2 権利擁護

権利擁護

地域の方の消費者被害の防止や成年後見制度の相談を受け、必要な場合は適正な機関への橋渡し役を担います。
今年度も地域で成年後見制度や高齢期のお金に関する講座（老い支度講座等）を開催します。権利擁護の視点をもった支援に努めます。
行政書士や法テラスの無料相談会を開催し、様々なご相談を支援します。
市民後見制度や後見信託制度等の研修に積極的に参加し、自己研鑽に努めます。
同じ建物内に生活支援センター海が入っていることを活かし、障がいの方の相談や権利擁護について、海や区役所に迅速につなぐことができるように協働していきます。

高齢者虐待

日頃から地域住民、地域関係団体、居宅介護支援事業所等の介護保険事業所との連携を図り、相談・通報がしやすい関係構築に努め、早期発見・早期対応に努めます。地域住民への高齢者虐待防止の理解を深める広報・周知活動を行います。
虐待の相談を受けた際は区へ報告、調査、役割分担を確認し、速やかな対応に努めます。高齢者虐待防止連絡会に参加し、事例検討等を通じて個別の具体的な介入方法や予防のための見守り活動等の理解を深めます。

認知症

地域のキャラバンメイトや高齢者に関わりのあるサービス事業所のスタッフメイトに協力してもらい、認知症サポーター養成講座を開催していきます。

また地域包括支援センター職員である私達も今年度はキャラバンメイト養成講座を受講し、メイト資格を取得し、地域の方々に推奨し、地域にキャラバンメイトを増やす活動も行っていきます。

3 介護予防マネジメント

二次予防対象者把握

日々の相談業務や、老人会や体操会、民生委員児童委員協議会等地域の集まりへの積極的な参加を通じて、対象者の把握に努めていきます。把握した対象者には介護予防体操教室等への参加を促していきます。

二次予防対象者を早期に把握し、要介護状態になることを予防することを通じて、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取り組みを支援していきます。

介護予防ケアマネジメント力

その方の持つ力や思い等、その方の特性を踏まえた生活機能向上の目標を設定し、様々な専門家の意見を取り入れる機会を持ち、適切なサービス選択を支援します。その方とサービス提供者による目標の共有により、その方が主体的にサービス利用できるように進めます。

一定の期間で適切に評価し、必要に応じてプランを見直す目標志向型プランの作成に努めます。

介護予防従事者研修等を通じて、地域のケアマネジャーとともに明確な目標設定を持った介護予防プラン作りを目指していきます。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援

地域住民、関係機関等との連携推進支援

新羽地区の民生委員・児童委員協議会に定期的に参加していきます。

また保健活動推進員や消費生活推進員の方々との共催による勉強会の機会を模索していきます。

介護老人保健施設と介護予防講座を共催することにより、地域の施設と手をつないで開かれた施設づくりをしていきます。

グループホームや介護老人保健施設の運営会議に参加することにより、施設と地域の橋渡しをするとともに、さらに緊密な地域ネットワーク構築を目指していきます。

高齢者専用住宅で介護保険・認知症予防講座等の要請があった時は開催し、地域の相談窓口としてさらにPRしていきます。

また地域ボランティアグループの定例会に参加することにより、情報のより円滑な共有を目指します。

医療・介護の連携推進支援

高齢者支援ネットワーク（3師会・区・ガンバ港北・包括）を軸に、医療と介護に携わっている者同士の顔が見える関係・研修作りに参加していきます。

また、協力医に相談しながら、地域のケアマネジャーと医師がお互いに意見を言い合えるように新羽地域ケアプラザ単体でできる顔合わせ会も継続して企画していきます。

ケアマネジャー支援

区内包括合同の企画として、行政サービス、認知症の理解等ケアプラン立案に有益な講座を実施していきます。また認知症や薬、口腔といった年間テーマで医療連携を深める機会を提供していきます。

また新羽地域ケアプラザ単館で行う協力医との懇談会も企画していきます。

新任ケアマネジャー向け講座としては住環境整備事業や用具に関するもの等を検討していく予定です。

インフォーマルリスト等の地域情報の更新・編纂も行い、ケアマネジャーに配布していきます。その他、新任ケアマネジャーの懇談の場を設け、気になっていること、事業者間の連携を図る等気軽に話し合えるきっかけづくりをしていきます。

多職種協働による地域包括支援ネットワーク

地域ケア会議を個別、包括別と行っていきます。その中で多職種からケアプランへのアドバイスがもらえるような環境を、そして互いに協力し合える環境を、ケアプラザが事務局として支援していきます。

また研修の場で、専門職の講師とつなぐことにより、ケアマネジャーの相談できる先を増やす支援をしていきます。

また同建物内の生活支援センター海の機能を定期的知ることににより、他制度の相談員との協働の機会を増やしていきます。

介護予防事業

介護予防事業

地域に既存する高齢者住宅等に出向き、介護保険、栄養バランスや口腔ケア、認知症についてお話しする機会を設けていきます。

区や区内地域包括支援センターと協働のもと、老人福祉センター菊名寿楽荘等で予防講座を開催し、介護予防PRに努めます。

老人会向けに介護予防体操支援をしている「パワーアップにっぱ」の活動を支援していきます。

また、「竹の子にっぱ」など、地域のボランティア団体や町会の方々が集まる場を知り、地域の中の介護予防の拠点となっている場所を支援していきます。

その他

地域ケアプラザや相談窓口である地域包括支援センターの周知不足が課題となっているため、イベント等のお知らせと共に包括チラシの配布を引き続き行い、なるべく多く地域へ出向き、地域の方々と関わる機会を増やしていきます。特に、老人会等へ出向く機会を増やしていきます。

平成27年度 地域ケアプラザ・コミュニティハウス収支予算書

施設名：新羽地域ケアプラザ及び新羽コミュニティハウス

平成27年4月1日～平成28年3月31日

(単位：千円)

	科目	地域活動交流	地域包括支援センター			居宅介護支援	コミュニティハウス
			包括的支援	介護予防事業	介護予防支援		
収入	指定管理料等収入	15,490	17,307	149			6,669
	介護保険収入(CP)				1,700	6,100	
	自主事業収入(CH)						0
	その他						0
	他事業所委託料				2,500		
							0
							0
	収入合計(A)	15,490	17,307	149	4,200	6,100	6,669
支出	人件費	10,000	14,450			3,000	4,480
	事務費	1,567	1,234	74	1,700	3,100	516
	事業費	206	103	75			207
	自主事業費(CH)						
	管理費	2,402	639				1,396
	その他						
	消費税	800					
	運営協議会	41					
	修繕費	474	125				70
	協力医		756				
他事業所委託料				2,500			
	支出合計(B)	15,490	17,307	149	4,200	6,100	6,669
収支 (A) - (B)		0	0	0	0	0	0

※ 介護予防プランを他事業者へ委託する場合の取扱は、介護報酬を一旦全額収入に計上した後、他事業者へ委託料として支払う分を支出に計上してください。

※ 上記以外の事業(認知症対応型通所介護等の事業)を実施している場合は、事業ごとに列を増やして同じように記載をしてください。

※ 指定管理料提案額をベースに作成してください。